

(下線部分が変更箇所)

制定案

現行（平成九年郵政省告示第三百一十八号）

現行（平成十五年総務省告示第二百三十七号）

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第七号の規定に基づき、認定講習課程について総務大臣が別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を次のように定めたので告示する。

なお、平成十五年総務省告示第二百三十七号（第三級海上無線通信士の認定講習課程について総務大臣が別に告示する要件、講習時間及び実施要領について定める件）及び平成九年郵政省告示第三百一十八号（認定講習課程の実施要領を定める件）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

一 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する要件及び講習時間は、次のとおりとする。

二 講習時間

第三級海上無線通信士の認定講習について、現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経験を有する者であつて、現に船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者。

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第三号の規定に基づき、第三級海上無線通信士の認定講習課程について総務大臣が別に告示する要件、講習時間及び実施要領を次のように定めることとする。

1 要件

第三級海上無線通信士の認定講習について、現に第一級海上特殊

無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経験を有する者であつて、現に船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者。

1 要件

現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経験を有する者であつて、現に船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者。

2 講習時間

英語の講習科目の講習時間を二十三時間以上とする。

認定講習課程の種別	講習科目	講習時間
第三級海上無線通信士の認定	無線工学	四時間以上
講習	電気通信術	四時間以上
法規		二十二時間以上
英語		二十三時間以上

二 講習時間

三 実施要領

一 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する実施要領は、次のとおりとする。

1 講習課程（従事者規則第三十三条第二項に規定する認定講習課程をいう。以下同じ。）の実施要領は、講習を受けようとする者の有する無線従事者の資格及び業務経験に照らし、従事者規則第五条に規定する試験科目的国家試験に合格するに十分な知識及び技能を習得することを目標として、次の表に掲げるところによるものとする。

1 認定講習の実施については、第一項の資格及び業務経験に照らして無線従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を習得することを目標として、次の表に掲げるところによることを目標として、別表第一号から別表第七号までに掲げるところによるものとする。

講習科目	講習項目	最短講習時間数	履修方法
無線工学 無線設備の取扱方法（空中線系 及び無線機器の機能の概念を 含む。）	四 習	講義又は演	

電気通信術	法規	電気通信術	四	一 無線通信装置（波兼域直接印刷電信装置に限る。）
直接印刷電信		一 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。）	十一	二 型中継系及び電波伝搬（短波帯に限る。）
		二 國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約、國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する國際電気通信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）		三 海上における人命の安全のための國際條約（附屬書の規定を含む。）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する國際條約（附屬書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）
英語		三	六	四
海上における英語による無線通信（文書を十分に理解し並びに文書及び口頭により十分に意思を表明するために必要なもの。）		二十二(和文英訳十)	十一(和文英訳十)	五
一 重要無線通信の方法 二 一般無線通信の方法 三 國際海事機関（IMO）の標準海事航海用語による国際通話の事例	英語	三)	三)	六)

講習課程の講習の内容については、電波法施行令（平成十三年政
2

事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲と現に有する無線従事者の資格を有する者の行

二
(回上)

い、又はその監督を行なうことができるものと比較し、その不足する部分について重点的に講習を行うものとする。

3 一日の講習時間は、二時間以上七時間以内とすること。ただし、総務大臣が他の講習時間によることが適当と認めた場合はこの限りでない。

4 講習課程は、標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とする」と。

監督を行なうことができるものを比較し、その不足する部分について重点的に講習を行なうものとする。

3 (同上)

4 標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とする」と。

三 (同上)

別表第一号 第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の認定講習課程

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子技術 ア 電子デバイス イ 半導体 ウ 接合型トランジスター エ 電界効果トランジスター オ 集積回路 外 電子管	十八	講義又は演習
	2 増幅、発振、変調及び復調回路 ア 増幅回路 イ 発振回路 ウ 変調及び復調		
二 無線通信システム	七十八		
1 方式無線通信技術			
ア デジタル伝送 イ デジタル変調 ウ バルス符号変復調 エ デジタル無線通信及び誤り制御技術 オ 直交周波数分割多重方式 カ スペクトル拡散方式 キ 多元接続方式			
2 送受信装置			

別表第一号 (同上)

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子デバイス	十八	講義又は演習
	2 增幅、発振、変調及び復調回路		
二 無線通信システム	七十八		
1 無線通信方式			
ア デジタル伝送 イ デジタル変調 ウ バルス符号変復調 エ デジタル無線通信及び誤り制御技術 オ 直交周波数分割多重方式 カ スペクトル拡散方式 キ 多元接続方式			
2 送信装置			

4 標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とする」と。

3 (同上)

四 (同上)

ア 平衡・不平衡の変換	イ インピーダンス整合	イ 同軸ケーブル	ア 平行二線式給電線	イ 導波管
4 整合回路		3 空中線	2 空中線	1 空中線及び給電線の理論
				三 空中線及び給電線
				1 空中線及び給電線の理論
				2 空中線
				3 給電線
				4 無線航法援助装置
				5 GPS
				6 電波航法
				7 電源装置
				8 直流電源
				9 電池(バッテリー)
				10 浮動充電方式
				11 コンバーター
				12 無停電電源装置
				13 衛星非常用位置指示装置
				14 衛星標識
				15 衛星を含む。(ハサウト)
				16 無線標識
				17 混信等
				18 ア CDMA方式無線電話装置
				19 イ TDMA方式無線電話装置
				20 ウ SSB送受信装置
				21 エ アナログFM方式無線電話
				22 オ 衛星通信装置(インマックス)
				23 カ 衛星非常用位置指示装置
				24 キ 電源装置
				25 ア 電池(バッテリー)
				26 イ 浮動充電方式
				27 エ コンバーター
				28 オ 無停電電源装置
				29 ア 電波航法
				30 イ レーダー技術
				31 ウ 無線航法援助装置
				32 ア GPS
				33 イ 電波航法
				34 エ 直流電源
				35 オ 電池(バッテリー)
				36 カ 浮動充電方式
				37 キ コンバーター
				38 オ 無停電電源装置
				39 ア 衛星非常用位置指示装置
				40 イ 衛星標識
				41 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				42 キ 混信等
				43 ア ア CDMA方式無線電話装置
				44 イ TDMA方式無線電話装置
				45 ウ SSB送受信装置
				46 エ アナログFM方式無線電話
				47 オ 衛星通信装置(インマックス)
				48 カ 衛星非常用位置指示装置
				49 キ 電源装置
				50 ア 電池(バッテリー)
				51 イ 浮動充電方式
				52 エ コンバーター
				53 オ 無停電電源装置
				54 ア 電波航法
				55 イ レーダー技術
				56 ウ 無線航法援助装置
				57 ア GPS
				58 イ 電波航法
				59 エ 直流電源
				60 オ 電池(バッテリー)
				61 カ 浮動充電方式
				62 キ コンバーター
				63 オ 無停電電源装置
				64 ア 衛星非常用位置指示装置
				65 イ 衛星標識
				66 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				67 キ 混信等
				68 ア ア CDMA方式無線電話装置
				69 イ TDMA方式無線電話装置
				70 ウ SSB送受信装置
				71 エ アナログFM方式無線電話
				72 オ 衛星通信装置(インマックス)
				73 カ 衛星非常用位置指示装置
				74 キ 電源装置
				75 ア 電池(バッテリー)
				76 イ 浮動充電方式
				77 エ コンバーター
				78 オ 無停電電源装置
				79 ア 電波航法
				80 イ レーダー技術
				81 ウ 無線航法援助装置
				82 ア GPS
				83 イ 電波航法
				84 エ 直流電源
				85 オ 電池(バッテリー)
				86 カ 浮動充電方式
				87 キ コンバーター
				88 オ 無停電電源装置
				89 ア 衛星非常用位置指示装置
				90 イ 衛星標識
				91 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				92 キ 混信等
				93 ア ア CDMA方式無線電話装置
				94 イ TDMA方式無線電話装置
				95 ウ SSB送受信装置
				96 エ アナログFM方式無線電話
				97 オ 衛星通信装置(インマックス)
				98 カ 衛星非常用位置指示装置
				99 キ 電源装置
				100 ア 電池(バッテリー)
				101 イ 浮動充電方式
				102 エ コンバーター
				103 オ 無停電電源装置
				104 ア 電波航法
				105 イ レーダー技術
				106 ウ 無線航法援助装置
				107 ア GPS
				108 イ 電波航法
				109 エ 直流電源
				110 オ 電池(バッテリー)
				111 カ 浮動充電方式
				112 キ コンバーター
				113 オ 無停電電源装置
				114 ア 衛星非常用位置指示装置
				115 イ 衛星標識
				116 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				117 キ 混信等
				118 ア ア CDMA方式無線電話装置
				119 イ TDMA方式無線電話装置
				120 ウ SSB送受信装置
				121 エ アナログFM方式無線電話
				122 オ 衛星通信装置(インマックス)
				123 カ 衛星非常用位置指示装置
				124 キ 電源装置
				125 ア 電池(バッテリー)
				126 イ 浮動充電方式
				127 エ コンバーター
				128 オ 無停電電源装置
				129 ア 電波航法
				130 イ レーダー技術
				131 ウ 無線航法援助装置
				132 ア GPS
				133 イ 電波航法
				134 エ 直流電源
				135 オ 電池(バッテリー)
				136 カ 浮動充電方式
				137 キ コンバーター
				138 オ 無停電電源装置
				139 ア 衛星非常用位置指示装置
				140 イ 衛星標識
				141 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				142 キ 混信等
				143 ア ア CDMA方式無線電話装置
				144 イ TDMA方式無線電話装置
				145 ウ SSB送受信装置
				146 エ アナログFM方式無線電話
				147 オ 衛星通信装置(インマックス)
				148 カ 衛星非常用位置指示装置
				149 キ 電源装置
				150 ア 電池(バッテリー)
				151 イ 浮動充電方式
				152 エ コンバーター
				153 オ 無停電電源装置
				154 ア 電波航法
				155 イ レーダー技術
				156 ウ 無線航法援助装置
				157 ア GPS
				158 イ 電波航法
				159 エ 直流電源
				160 オ 電池(バッテリー)
				161 カ 浮動充電方式
				162 キ コンバーター
				163 オ 無停電電源装置
				164 ア 衛星非常用位置指示装置
				165 イ 衛星標識
				166 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				167 キ 混信等
				168 ア ア CDMA方式無線電話装置
				169 イ TDMA方式無線電話装置
				170 ウ SSB送受信装置
				171 エ アナログFM方式無線電話
				172 オ 衛星通信装置(インマックス)
				173 カ 衛星非常用位置指示装置
				174 キ 電源装置
				175 ア 電池(バッテリー)
				176 イ 浮動充電方式
				177 エ コンバーター
				178 オ 無停電電源装置
				179 ア 電波航法
				180 イ レーダー技術
				181 ウ 無線航法援助装置
				182 ア GPS
				183 イ 電波航法
				184 エ 直流電源
				185 オ 電池(バッテリー)
				186 カ 浮動充電方式
				187 キ コンバーター
				188 オ 無停電電源装置
				189 ア 衛星非常用位置指示装置
				190 イ 衛星標識
				191 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				192 キ 混信等
				193 ア ア CDMA方式無線電話装置
				194 イ TDMA方式無線電話装置
				195 ウ SSB送受信装置
				196 エ アナログFM方式無線電話
				197 オ 衛星通信装置(インマックス)
				198 カ 衛星非常用位置指示装置
				199 キ 電源装置
				200 ア 電池(バッテリー)
				201 イ 浮動充電方式
				202 エ コンバーター
				203 オ 無停電電源装置
				204 ア 電波航法
				205 イ レーダー技術
				206 ウ 無線航法援助装置
				207 ア GPS
				208 イ 電波航法
				209 エ 直流電源
				210 オ 電池(バッテリー)
				211 カ 浮動充電方式
				212 キ コンバーター
				213 オ 無停電電源装置
				214 ア 衛星非常用位置指示装置
				215 イ 衛星標識
				216 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				217 キ 混信等
				218 ア ア CDMA方式無線電話装置
				219 イ TDMA方式無線電話装置
				220 ウ SSB送受信装置
				221 エ アナログFM方式無線電話
				222 オ 衛星通信装置(インマックス)
				223 カ 衛星非常用位置指示装置
				224 キ 電源装置
				225 ア 電池(バッテリー)
				226 イ 浮動充電方式
				227 エ コンバーター
				228 オ 無停電電源装置
				229 ア 電波航法
				230 イ レーダー技術
				231 ウ 無線航法援助装置
				232 ア GPS
				233 イ 電波航法
				234 エ 直流電源
				235 オ 電池(バッテリー)
				236 カ 浮動充電方式
				237 キ コンバーター
				238 オ 無停電電源装置
				239 ア 衛星非常用位置指示装置
				240 イ 衛星標識
				241 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				242 キ 混信等
				243 ア ア CDMA方式無線電話装置
				244 イ TDMA方式無線電話装置
				245 ウ SSB送受信装置
				246 エ アナログFM方式無線電話
				247 オ 衛星通信装置(インマックス)
				248 カ 衛星非常用位置指示装置
				249 キ 電源装置
				250 ア 電池(バッテリー)
				251 イ 浮動充電方式
				252 エ コンバーター
				253 オ 無停電電源装置
				254 ア 電波航法
				255 イ レーダー技術
				256 ウ 無線航法援助装置
				257 ア GPS
				258 イ 電波航法
				259 エ 直流電源
				260 オ 電池(バッテリー)
				261 カ 浮動充電方式
				262 キ コンバーター
				263 オ 無停電電源装置
				264 ア 衛星非常用位置指示装置
				265 イ 衛星標識
				266 エ 衛星を含む。(ハサウト)
				267 キ 混信等
				268 ア ア CDMA方式無線電話装置
				269 イ TDMA方式無線電話装置
				270 ウ SSB送受信装置
				271 エ アナログFM方式無線電話
				272 オ 衛星通信装置(インマックス)
				273 カ 衛星非常用位置指示装置
				274 キ 電源装置
				275 ア 電池(バッテリー)
				276 イ 浮動充電方式
				277 エ コンバーター
				278 オ 無停電電源装置
				279 ア 電波航法
				280 イ レーダー技術
				281 ウ 無線航法援助装置
				282 ア GPS
				283 イ 電波航法
				284 エ 直流電

別表第一号		第一級総合無線通信士の認定講習課程	
講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス ア 半導体 イ 摒合型トランジスタ ブ 電界効果トランジス ワ 外 エ 集積回路 オ 電子管 ピ 増幅、発振、変調及び復 調回路 バ 発振回路 ビ 变調及び復調	十二	講義又は演習
二 無線通信システム	1 無線通信方式(デジタル方式無線通信技術) ア デジタル伝送 ブ デジタル変復調 ヴ パルス符号変復調 エ デジタル無線通信及び誤り制御技術 ピ 直交周波数分割多重 バ 方式 カ スペクトル拡散方式 ヲ 多元接続方式 ワ 送受信装置 オ C D M A 方式無線 ピ 電話接続	三十	

別表第一号		(同上)	
講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子技術の概要 1 電子デバイス ピ 增幅、発振、変調及び復 調回路	十二	講義又は演習
二 無線通信システムの概要	1 無線通信方式 ピ 直交周波数分割多重 バ 方式 カ スペクトル拡散方式 ヲ 多元接続方式 ワ 送受信装置 オ C D M A 方式無線 ピ 電話接続	三十	

1	四 電波伝搬 地上伝搬	1 S S B 送受信装置 ワ エ オ ガ カ オ シ キ ルサツイを含む 衛星非常用位置指示 無線標識 衛星通信装置(マニマ アナログ FM 方式無 線電話 衛星非常用位置指示 無線標識 測定等	1 T D M A 方式無線電 話装置 ワ エ オ ガ カ オ シ キ ルサツイを含む 衛星非常用位置指示 無線標識 測定等
十五		十五	

1	四 電波伝搬の概要 論	1 空中線及び給電線の概要 ワ エ オ ガ カ オ シ キ ルサツイを含む マイクロ波帯空中線 超短波帯、極超短波帯 空中線 同軸ケーブル 平行二線式給電線 導波管 整合回路 インピーダンス整合 平衡・不平衡の変換	1 空中線及び給電線の概要 ワ エ オ ガ カ オ シ キ ルサツイを含む マイクロ波帯空中線 超短波帯、極超短波帯 空中線 同軸ケーブル 平行二線式給電線 導波管 整合回路 インピーダンス整合 平衡・不平衡の変換
十五		十五	

別表第三号 第一級海上無線通信士の認定講習課程

講習科目	講習項目	最低講習時間数	講義又は演習	履修方法
無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス ア 半導体 イ 摒合型トランジスター ウ 電界効果トランジス エ 外 オ 集積回路 ハ 電子管 ニ 増幅、発振、変調及び復 ハ 調回路 オ 増幅回路 イ 発振回路 ハ 变調及び復調	十八		
	二 無線通信システム 1 無線通信方式(デジタル) 方式無線通信技術 ア デジタル伝送 イ デジタル変復調 ウ バルス符号変復調 エ デジタル無線通信及 ハ び調り制御技術 オ 直交周波数分割多重 方式 カ スペクトル拡散方式 キ 多元接続方式 ニ 送受信装置 ハ SSE送受信装置 イ FM方式無 線電話 ハ 衛星通信装置(インバ ルサブ)を含む。 ハ 衛星非常用位置指示 オ 混信等 ハ 電源装置 ハ 無線標識	五十四		
3				

別表第三号 (同上)

講習科目	講習項目	最低講習時間数	講義又は演習	履修方法
無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス ハ 增幅、発振、変調及び復 ハ 調回路	十八		
	二 無線通信システム 1 無線通信方式	五十四		
5	4 3 2 送信装置 受信装置 端局装置			

無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス イ 損合型トランジスタ 半導体	講習科目	別表第四号 第二級海上無線通信士の認定講習課程	講習項目	最低講習時間数	履修方法	

無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス	講習科目	別表第四号 (同上)	講習項目	最低講習時間数	履修方法	

1 GPS	ア 電波航法	イ 電源装置	二 電界効果トランジス ト子管	外 集積回路	2 増幅、発振、変調及び復 調回路

1 3 2	2 増幅、発振、変調及び復 調回路
1 無線通信システムの概要	

法規		イレーダー技術
6 5 4 3 2 1 目的、無線局の免許 運用 無線従事者 監査 業務書類	十五	<p>三 空中線及び給電線 空中線及び給電線の理論</p> <p>2 空中線</p> <p>1 空中線 長波帶、中波帶空中線 短波帶空中線 超短波帶、極超短波帶 空中線 マイクロ波帶空中線</p> <p>3 給電線 同軸ケーブル 平行二線式給電線</p> <p>4 整合回路 インピーダンス整合 平衡・不平衡の変換</p> <p>2 1 地上伝搬 ア 対流圏伝搬 イ 電離層伝搬 オ 回線設計</p> <p>3 電波伝搬路の分類 ア 渡伝搬 イ 伝送損失 ウ 衛星通信における電波</p> <p>4 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。）</p>
	十二	

法規		三 空中線及び給電線の概要 論
	十五	<p>3 電波伝搬の概要</p> <p>2 1 電波伝搬路の理論 電波伝搬路の分類</p> <p>4 整合回路</p> <p>3 給電線</p>
	十二	

7 | その他の規則

「国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の概要」

三 國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する無線通信業務を取り扱う際の基本的規定に限り扱う際の基本的規定に限り扱う。」の概要

四 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

三 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

二、和文英訳十二、英訳三十)会話三十)

英語

海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

海上における英語による無線通信(文書を十分に理解し、並びに文書及び口頭により十分に意思を表明するために必要なもの。)

一 重要無線通信の方法
二 一般無線通信の方法
三 國際海事機関(IIMO)の標準海事用語による国際通話

四 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

三 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

二、和文英訳十二、英訳三十)会話三十)

別表第五号 第二級海上無線通信士の認定講習課程			
講習科目	講習項目	時間数	最低講習
無線工学	一 無線通信装置 二 游歩線及び給電線 三 空中線 四 給電線 五 電波伝搬	二 一 一 一 一	文和訳十 文和訳十 文和訳十 文和訳十 文和訳十
			会話三十)

十一 國際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する国際電気通信規則(電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。)

三 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

三 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

二、和文英訳十二、英訳三十)会話三十)

英語

海上における英語による無線通信(文書を十分に理解し、並びに文書及び口頭により十分に意思を表明するために必要なもの。)

一 重要無線通信の方法
二 一般無線通信の方法
三 國際海事機関(IIMO)の標準海事航海用語による国際通話

三 海上における人命の安全のための国際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附屬書の規定を含む)。(電波に関する規定に限る。)

二、和文英訳十二、英訳三十)会話三十)

二、和文英訳十二、英訳三十)会話三十)

別表第五号 (同上)			
講習科目	講習項目	時間数	最低講習
無線工学	無線通信の取扱方法(空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。) 一 無線通信装置(游歩線直接) 二 空中線系及び電波伝搬(短波帶に限る。)	四	文和訳十 文和訳十 文和訳十 文和訳十
			会話三十)

電気通信術	ア 電波伝播路の分類 イ) 電離層伝播	四	直接印刷電信	法規	
一 電波法及びこれに基づく命令(船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。) 二 目的、無線局の免許 三 無線設備 四 無線従事者 五 運用 六 業務書類 七 監督 八 その他の規則	十三		一 電波法及びこれに基づく命令(船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。) 二 國際電気通信連合憲章及び國際電気通信連合条約の概要 三 國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する國際電氣通信規則(電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。)の概要 四 海上における人命の安全のための國際条約(附屬書の規定を含む。)及び船員の訓練及び資格證明並びに当直の基準に関する國際条約(附屬書の規定を含む。)(電波に関する規定に限る。)	三	
英語	三十三(英) 和文訳十、英会話十一) (注)	三	一 國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約、國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する國際電氣通信規則(電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。) 二 國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約、國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する國際電氣通信規則(電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。) 三 海上における人命の安全のための國際条約(附屬書の規定を含む。)及び船員の訓練及び資格證明並びに当直の基準に関する國際条約(附屬書の規定を含む。)(電波に関する規定に限る。)	六	
英語	三十三(英) 和文訳十、英会話十一) (注)	三	一 海上における英語による無線通信(文書を十分に理解し、並びに文書及び口頭により十分に意思を表明するために必要なもの。) 二 一般無線通信の方法	十三	
英語	三十三(英) 和文訳十、英会話十一) (注)	三	一 重要無線通信の方法 二 一般無線通信の方法	十三	

三) 国際海事機関 (IMO) の標準海事通信用語による国際通話(注1)

注1) 第一項第一号に規定する要件を満たす者にあつては、「国際海事機関 (IMO) の標準海事通信用語による国際通話」とする。

注2) 第一項第一号に規定する要件を満たす者にあつては、「英文和訳」を除き、二十二時間とする。

別表第六号 第四級海上無線通信士の認定講習課程

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子技術 1 電子デバイス ア 半導体 イ 接合型トランジスタ ウ 電界効果トランジスタ エ ダイオード オ ラジオ半導体 カ スペクトル拡散方式 キ 多元接続方式 オ 直交周波数分割多重方式 エ デジタル無線通信及び調理制御技術 カ 送受信装置	十二	講義又は演習
	2 増幅、発振、変調及び復調回路 ア 増幅回路 イ 発振回路 ウ 変調及び復調	十七	

三) 国際海事機関 (IMO) の標準海事航海用語による国際通話

別表第六号 (同上)

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一 電子技術の基礎 1 電子デバイス	十二	講義又は演習
	2 増幅、発振、変調及び復調回路	十七	

3| 2 送信装置
受信装置

法規					
	イ	アノログ FM 方式無線電話	ウ	衛星非常用位置指示無線標識	エ
一 命令(船舶安全法及び電気通信)	2 1	電波伝播測定機器の基礎	3	電源装置	モニタ・混信等
二十七	2 1	電波伝播測定機器の基礎	4	電波航法	直流電源

法規					
	イ	アノログ FM 方式無線電話	ウ	衛星非常用位置指示無線標識	エ
一 命令(船舶安全法及び電気通信)	2 1	電波伝播測定機器の基礎	3	電源装置	モニタ・混信等
二十七	2 1	電波伝播測定機器の基礎	4	電波航法	直流電源

信事業法並びにこれらに基
づく命令の関係規定を含
む。)

目的、無線局の免許

無線設備

無線従事者

運用

業務書類

監督

その他の規則

一 國際電気通信連合憲章及び國際電気通信連合条約の概要

二 國際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する國際電氣通信規則(電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限り)の概要

三 海上における人命の安全のための國際条約(附屬書の規定を含む)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する國際条約(附屬書の規定を含む)(電波に関する規定に限る。)

別表第七号 第一級陸上無線技術士の認定講習課程	講習科目	講習項目	時間数	最低講習
	無線工学	一 電子技術の詳細 1 電子デバイス ア 半導体 イ 接合型トランジスタ ウ 電界効果トランジスタ エ 集積回路 オ 電子管	十八	講義又は演習
				履修方法

別表第七号 (同上)	講習科目	講習項目	時間数	最低講習
	無線工学	一 電子技術の詳細 1 電子デバイス	十八	講義又は演習
				履修方法

信事業法並びにこれらに基
づく命令の関係規定を含
む。)の概要

二 國際電気通信連合憲章、國
際電気通信連合条約及び國
際電気通信連合憲章に規定
する無線通信規則の概要

三 海上における人命の安全
のための國際条約(附屬書の
規定を含む)(電波に関する
規定に限る。)の概要

二 無線通信システムの詳細	1 無線通信方式(デジタル 方式無線通信技術)	ア デジタル伝送	イ デジタル変復調	ウ パルス符号変復調
ア 調回路	ア 增幅回路	イ 增幅回路	エ 変調及び復調	二 増幅、発振、変調及び復
ア GPS	ア 電波航法	ア 電波航法	ア 電波航法	2 増幅、発振、変調及び復
4 オ 電源装置	3 ア 電源装置	3 ア 電源装置	2 ア 送受信装置	九十三
オ 無停電電源装置	ア 浮動充電方式	ア 浮動充電方式	ア CDMA方式無線電 話装置	
ア コンバータ	ア 電池(バッテリ)	ア 電池(バッテリ)	ア SSB送受信装置	
ア GPS	ア 衛星非常用位置指示	ア 衛星非常用位置指示	ア TDM方式無線電 話装置	
ア GPS	ア 衛星通信装置(インマ ルサットを含む)	ア 衛星通信装置(インマ ルサットを含む)	ア アナログFM方式無 線電話	
ア GPS	ア 混信等	ア 混信等	ア SSB送受信装置	
ア GPS	ア 無線標識	ア 無線標識	ア CDMA方式無線電 話装置	
ア GPS	ア 衛星非常用位置指示	ア 衛星非常用位置指示	ア TDM方式無線電 話装置	
ア GPS	ア 電源装置	ア 電源装置	ア SSB送受信装置	
ア GPS	ア 直流電源	ア 直流電源	ア CDMA方式無線電 話装置	
ア GPS	ア 電池(バッテリ)	ア 電池(バッテリ)	ア SSB送受信装置	
ア GPS	ア 浮動充電方式	ア 浮動充電方式	ア TDM方式無線電 話装置	
ア GPS	ア コンバータ	ア コンバータ	ア SSB送受信装置	

6 電波航法	5 電源装置	4 端局装置	3 送信装置	2 受信装置	1 無線通信方式	二一 無線通信システムの詳細 無線通信方式	2 增幅、発振、変調及び復 調回路
						九十一	

イ	レーダー技術
ウ	無線航法援助装置
三	空中線及び給電線の詳細
1	空中線及び給電線の理論
2	空中線
3	空中線
ア	長波帶、中波帶空中線
イ	短波帶空中線
ウ	超短波帶、極超短波帶
4	空中線
ア	マイクロ波帶空中線
イ	給電線
ア	同軸ケーブル
イ	平行二線式給電線
ウ	導波管
4	整合回路
ア	インピーダンス整合
イ	平衡・不平衡の変換
四	電波伝搬の詳細
1	地上伝搬
2	電波伝搬の分類
ア	平衡・不平衡の変換
イ	対流圏伝搬
ウ	電離層伝搬
3	電波雑音及び電波障害
3	電波雑音及び電波障害
2	電波伝搬
1	地上伝搬
四	電波伝搬の詳細
1	地上伝搬
2	電波伝搬
3	電波伝搬
4	電波雑音及び電波障害

三	空中線及び給電線の詳細
1	空中線及び給電線の理論
2	空中線
3	給電線
4	整合回路
4	電波伝搬の詳細
1	地上伝搬
2	電波伝搬
3	電波伝搬
4	電波伝搬
4	電波伝搬の詳細
1	地上伝搬
2	電波伝搬
3	電波伝搬
4	電波伝搬